

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	健康管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

余市町は、健康管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康管理事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先における情報の不正な利用等への対策として、委託事業者との間に個人情報の取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

余市町長

公表日

令和1年12月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理等を行っている。特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">・予防接種の勧奨、接種履歴の管理、マイナポータルのお知らせ機能での通知に関する事務・予防接種健康被害の救済措置による給付に関する事務・実費の徴収に関する事務 <p>母子保健法に基づき、母子健康情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理等を行っている。特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">・妊娠届出(サービス検索・電子申請機能を利用した届出を含む)・母子健康手帳の交付、妊婦・乳幼児健康診査の事後指導並びに結果(記録)の保存、管理及びマイナポータルのお知らせ機能での通知、妊産婦・新生児(低体重児・未熟児等を含む。)の訪問指導、健康相談及び栄養相談、各種健康教育に関する事務 <p>健康増進法・国民健康保険法・高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理等を行っている。特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">・各種健診対象者の把握、申込の受理、事後指導並びに結果(記録)の保存及び管理、健康相談及び栄養相談、健康教育に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル、母子保健情報ファイル、健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法:第9条第1項 別表第一10・30・49・59・76・93の2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法:第19条第7項 別表第二16の2・17・18・19・56の2・69の2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	余市町民生部子育て・健康推進課
②所属長の役職名	子育て・健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	余市町民生部子育て・健康推進課 余市郡余市町朝日町26番地 0135-21-2122
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	余市町民生部子育て・健康推進課 余市郡余市町朝日町26番地 0135-21-2122

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月15日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法のに基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理等を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期予防接種の勧奨、接種履歴の管理に関する事務 <p>母子保健法に基づき、母子健康情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理等を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出・母子健康手帳の交付、妊婦・乳幼児健康診査の事後指導や結果(記録)の保存及び管理、妊産婦・新生児(低体重児・未熟児等を含む)の訪問指導、健康相談及び栄養相談、各種健康教育に関する事務 <p>健康増進法に基づき、健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理等を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種健診対象者の把握、健診申込の受理、各種健診の事後指導や結果(記録)の保存及び管理、健康相談及び栄養相談、各種健康教育に関する事務 	<p>予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理等を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の勧奨、接種履歴の管理に関する事務 ・予防接種健康被害の救済措置による給付に関する事務 ・実費の徴収に関する事務 <p>母子保健法に基づき、母子健康情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理等を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出・母子健康手帳の交付、妊婦・乳幼児健康診査の事後指導並びに結果(記録)の保存及び管理、妊産婦・新生児(低体重児・未熟児等を含む。)の訪問指導、健康相談及び栄養相談、各種健康教育に関する事務 <p>健康増進法・国民健康保険法・高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理等を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種健診対象者の把握、申込の受理、事後指導並びに結果(記録)の保存及び管理、健康相談及び栄養相談、健康教育に関する事務 	事前	
平成28年12月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法:第9条第1項 別表第一10・49・76項	・番号法:第9条第1項 別表第一10・30・49・59・76項	事前	
平成28年12月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法:第19条第7項 別表第二17・18項	・番号法:第19条第7項 別表第二16の2・17・18・19・56の2項	事前	
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健課長 須藤 明彦	保健課長 濱川 龍一	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月4日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月31日	H29.5.31	事後	
平成30年1月4日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月31日	平成29年5月31日	事後	
平成30年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理等を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ・予防接種の勧奨、接種履歴の管理に関する事務 ・予防接種健康被害の救済措置による給付に関する事務 ・実費の徴収に関する事務</p> <p>母子保健法に基づき、母子健康情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理等を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ・妊娠届出・母子健康手帳の交付、妊婦・乳幼児健康診査の事後指導並びに結果(記録)の保存及び管理、妊産婦・新生児(低体重児・未熟児等を含む。)の訪問指導、健康相談及び栄養相談、各種健康教育に関する事務</p> <p>健康増進法・国民健康保険法・高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理等を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ・各種健診対象者の把握、申込の受理、事後指導並びに結果(記録)の保存及び管理、健康相談及び栄養相談、健康教育に関する事務</p>	<p>予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理等を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ・予防接種の勧奨、接種履歴の管理、マイナポータルのお知らせ機能での通知に関する事務 ・予防接種健康被害の救済措置による給付に関する事務 ・実費の徴収に関する事務</p> <p>母子保健法に基づき、母子健康情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理等を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ・妊娠届出(サービス検索・電子申請機能を利用した届出を含む)・母子健康手帳の交付、妊婦・乳幼児健康診査の事後指導並びに結果(記録)の保存、管理及びマイナポータルのお知らせ機能での通知、妊産婦・新生児(低体重児・未熟児等を含む。)の訪問指導、健康相談及び栄養相談、各種健康教育に関する事務</p> <p>健康増進法・国民健康保険法・高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理等を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ・各種健診対象者の把握、申込の受理、事後指導並びに結果(記録)の保存及び管理、健康相談及び栄養相談、健康教育に関する事務</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健課長 濱川 龍一	保健課長 羽生 満広	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健課長 羽生 満広	子育て・健康推進課長	事後	
平成31年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	余市町民生部保健課 余市郡余市町朝日町26番地 0135-21-2122	余市町民生部子育て・健康推進課 余市郡余市町朝日町26番地 0135-21-2122	事後	
平成31年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	余市町民生部保健課 余市郡余市町朝日町26番地 0135-21-2122	余市町民生部子育て・健康推進課 余市郡余市町朝日町26番地 0135-21-2122	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年5月31日	令和1年5月31日	事後	
令和1年12月18日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法:第9条第1項 別表第一10・30・49・59・76項	・番号法:第9条第1項 別表第一10・30・49・59・76・93の2項	事前	
令和1年12月18日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法:第19条第7項 別表第二16の2・17・18・19・56の2項	・番号法:第19条第7項 別表第二16の2・17・18・19・56の2・69の2項	事前	